

全農基金との基金間移動停止に伴う事務処理の取扱いについて

- 1 年度当初において、全農基金から本来基金間移動（転入）に該当することが確認された契約者については、新規加入者であっても別途納付金修正届を提出（前年度全農基金との契約書等添付）し、別途納付金納付対象より除外する処理になります。
- 2 上記1に該当する契約者につきましては、全農基金での令和5年度80%ルールの確認において、令和5年度契約未継続者として補てん金一部返還対象者の扱いになり、返還請求もされることとなりますが、全農基金へ返還しなくても、令和5年度に全日基（基金協会）契約者として補てん契約を締結し、また次年度以降も契約を継続することができます。
- 3 令和5年度からの80%ルールについては、従前は3基金での合計数量での確認でしたが、全農基金が80%ルールにおいても、基金間移動を停止した全日基は除外して確認する対応をとることですので、全日基としても全農基金を除いた畜産基金との2基金での合計数量の確認対応になります。
ただし、例外的に令和4年度及び5年度において、全農基金及び全日基の両基金への契約者であって、両基金の合計数量から見れば、令和5年度契約数量は令和4年度契約数量の80%を超えていることが確認できるような場合は、契約者の申し出により「契約数量減少確認書」に令和4年度及び5年度の全農基金との契約数量の判る契約書の写しを提出し、確認することにします。